消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月４日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

フッドミキサー（ブレンダー）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　２件
（うち電気シェーバー１件、フッドミキサー（ブレンダー）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　12 件
（うち充電器１件、リチウム電池内蔵充電器３件、
自転車用ライト（ＬＥＤ、充電式）１件、
凍結防止用ヒーター（水道用）１件、電気衣類乾燥機１件、
テーブル掛け１件、エアコン１件、スピーカー（充電式）１件、
電気ストーブ（オイルヒーター）１件、タブレット端末１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

株式会社ＬＩＭＯＮ（現　デロンギ・ジャパン株式会社に事業移管）が輸入したフッドミキサー（ブレンダー）について
（管理番号：A202600865）

①事故事象について

株式会社ＬＩＭＯＮ（法人番号：4011701017360）（現　デロンギ・ジャパン株式会社（法人番号：5010001023738）に事業移管）が輸入したフッドミキサー（ブレンダー）を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、充電中にバッテリーセルが過熱し、発火したものと考えられます。

②再発防止について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和７年）３月 24 日にウェブサイトへ情報掲載するとともに、販売店への案内、ダイレクトメールの送付を行い、対象製品について回収及び返金（Amazon ギフトカード）を実施しています。

③対象製品：商品名、ＪＡＮコード、品番、販売期間、対象台数

商品名	ＪＡＮコード	品番	販売期間	対象台数
充電式ブレンダー Nutribullet GO NBG-100 モデル	4589965381905	NBG-100 モデル	2022 年 ～ 2023 年	約 16,458
	4589965381912			

2025 年（令和７年）３月 24 日からリコール（回収・返金（Amazon ギフトカード））を実施
回収率 26.1%（2026 年 11 月２日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2022 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	1	火災
2025年度	0	－
2024年度	0	－
2023年度	0	－
2022年度	0	－

※当該事故（管理番号：A202600865）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

対象製品の外観



"Nutribullet Go" NBG-100

対象製品		
シリアル番号	SKU	EANコード
From 23AFH110722 00001 to 23AFH110722 08458	NB03301	4589965381905
From 23AFJ111122 00001 to 23AFJ111122 08000	NB03301S	4589965381912



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金（Amazon ギフトカード）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

デロンギ・ジャパン株式会社 お問い合わせ窓口
電 話 番 号：0120-804-280
受 付 時 間：月曜日～金曜日　９：30～18：00（土・日・祝日は除く）
ウェブサイト：https://nutribullet.jp
ｵﾝﾗｲﾝ受付ﾌｫｰﾑ：https://front-desk.address-service.jp/form/?form_id=NBG-100
※オンライン受付フォーム（24時間）

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室
担　当：日野、松本、中谷
電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600861	令和8年9月30日	令和8年10月29日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電気的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月13日
A202600865	令和8年10月20日	令和8年10月30日	フッドミキサー（ブレンダー）	NBG-100	株式会社LIMON（現デロンギ・ジャパン株式会社に事業移管）（輸入事業者）	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、充電中にバッテリーセルが過熱し、発火したものと考えられる。	静岡県	令和7年3月24日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：26.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600853	令和8年9月18日	令和8年10月29日	充電器	火災	異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月19日
A202600854	令和8年9月1日	令和8年10月29日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月27日
A202600855	令和8年9月24日	令和8年10月29日	自転車用ライト（LED、充電式）	火災	店舗の事務所で当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年10月8日に消費者安全法の重大事故等（自転車用ライト（充電式））として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月22日
A202600856	令和8年9月10日	令和8年10月29日	凍結防止用ヒーター（水道用）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	令和8年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和8年10月23日に公表した屋外式（RF式）ガス給湯器（ヒートポンプ併用型）に関する事故（A202600813）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月27日
A202600857	令和8年10月19日	令和8年10月29日	リチウム電池内蔵充電器	火災	商業施設で当該製品を鞄に入れて携帯電話機（スマートフォン）を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600858	令和8年10月12日	令和8年10月29日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事業所で当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600859	令和8年10月5日	令和8年10月29日	電気衣類乾燥機	火災	施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600860	令和5年9月1日	令和8年10月29日	テーブル掛け	重傷1名	当該製品を使用していたところ、皮膚障害を発症した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月12日
A202600862	令和8年10月9日	令和8年10月29日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	製造から10年以上経過した製品 令和8年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600863	令和8年10月4日	令和8年10月30日	スピーカー（充電式）	火災	当該製品を他社製の充電器及びUSBケーブルに接続して充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月20日
A202600864	令和8年10月17日	令和8年10月30日	電気ストーブ（オイルヒーター）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600866	令和8年9月10日	令和8年10月30日	タブレット端末	火災	当該製品に他社製のACアダプター及びUSBケーブルを接続して充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし